

千葉港港湾脱炭素化推進協議会規約

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、千葉港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本協議会は、千葉港において、法第50条の2に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

なお、協議会は、地方自治法第（昭和22年法律第67号）138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- (2) 港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- (3) 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 協議会の会長は事務局が推薦し、協議会の構成員の承認により定める。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 会長がやむを得ずその職務を遂行出来ない場合は、会長が指名する者が職務を代行する。
- 6 協議会が必要と認めた場合、構成員等を追加できるとともに、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 協議会の開催にあたり、事務局が構成員等を招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定に基づき、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第50条の3第4項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 4 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。

- 5 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、法第50条の3第6項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。

(情報公開)

- 第6条 協議会は、原則として公開とするが、構成員の自由な議論を担保する観点等から、会長が必要であると認めるときは、議事内容により非公開とすることができる。
- 2 事務局は、公開する会議資料の作成に際し、事前に関係する構成員の了承を得なければならない。
- 3 議事次第以外の配付資料は内容により非公開とする場合があり、その判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 4 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

- 第7条 協議会の構成員及びその関係者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された内容を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。
- 2 関係者とは第4条に掲げる構成員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取りまとめる者をいう。
- 3 協議会の構成員及びその関係者は、資料作成に伴い知り得た構成員の個別情報（前条第2項の規定により公開の了承を得られた内容を除く）を協議会において共有してはならない。

(書面による会議)

- 第8条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(部会)

- 第9条 協議会は特定の事項を協議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、事務局が指名する構成員等を招集し開催する。
- 3 第4条から前条までの規定は、部会について準用する。

(事務局)

- 第10条 協議会及び部会の事務を処理するため、千葉県県土整備部港湾課に事務局を置く。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会又は部会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

- この規約は、令和5年3月27日から施行する。
この規約は、令和6年3月19日から施行する。

別表 千葉港港湾脱炭素化推進協議会 構成員名簿

○学識経験者

橘川武郎 国際大学 学長・大学院国際経営学研究科 教授

渡邊豊 東京海洋大学 大学院 教授

○企業

出光興産株式会社

大阪国際石油精製株式会社

株式会社クボタ

コスモ石油株式会社

JFEスチール株式会社

株式会社J-オイルミルズ

株式会社JERA

住友化学株式会社

東京ガス株式会社

富士石油株式会社

丸善石油化学株式会社

三井化学株式会社

株式会社淀川製鋼所

AGC株式会社

○団体

千葉港港湾運送事業協同組合

千葉曳船協会

千葉県倉庫協会

一般社団法人千葉県トラック協会

千葉港運協会

千葉港港湾運送事業協同組合

千葉中央ふ頭コンテナターミナル運営協議会

○関係行政機関

国土交通省 関東地方整備局

千葉市 都市局 都市部

市川市 経済観光部

船橋市 経済部

習志野市 協働経済部

市原市 経済部

袖ヶ浦市 環境経済部

千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

千葉県 商工労働部 産業振興課

○港湾管理者

千葉県 県土整備部

○事務局

千葉県 県土整備部 港湾課

(改定案)

木更津港港湾脱炭素化推進協議会規約

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、木更津港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本協議会は、木更津港において、法第50条の2に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

なお、協議会は、地方自治法第（昭和22年法律第67号）138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- (2) 港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- (3) 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 協議会の会長は事務局が推薦し、協議会の構成員の承認により定める。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 会長がやむを得ずその職務を遂行出来ない場合は、会長が指名する者が職務を代行する。
- 6 協議会が必要と認めた場合、構成員等を追加できるとともに、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 協議会の開催にあたり、事務局が構成員等を招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定に基づき、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第50条の3第4項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 4 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。

- 5 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、法第50条の3第6項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。

(情報公開)

- 第6条 協議会は、原則として公開とするが、構成員の自由な議論を担保する観点等から、会長が必要であると認めるときは、議事内容により非公開とすることができる。
- 2 事務局は、公開する会議資料の作成に際し、事前に関係する構成員の了承を得なければならない。
- 3 議事次第以外の配付資料は内容により非公開とする場合があり、その判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 4 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

- 第7条 協議会の構成員及びその関係者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された内容を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。
- 2 関係者とは第4条に掲げる構成員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取りまとめる者をいう。
- 3 協議会の構成員及びその関係者は、資料作成に伴い知り得た構成員の個別情報（前条第2項の規定により公開の了承を得られた内容を除く）を協議会において共有してはならない。

(書面による会議)

- 第8条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(部会)

- 第9条 協議会は特定の事項を協議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、事務局が指名する構成員等を招集し開催する。
- 3 第4条から前条までの規定は、部会について準用する。

(事務局)

- 第10条 協議会及び部会の事務を処理するため、千葉県県土整備部港湾課に事務局を置く。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会又は部会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

- この規約は、令和5年3月27日から施行する。
この規約は、令和6年3月19日から施行する。

別表 木更津港港湾脱炭素化推進協議会 構成員名簿

○学識経験者

橘川武郎 国際大学 学長・大学院国際経営学研究科 教授
渡邊豊 東京海洋大学 大学院 教授

○企業

株式会社JERA
日本製鉄株式会社

○団体

木更津港運協会
木更津港港湾運送事業協同組合
一般社団法人千葉県ダンプカー協会君津支部
千葉県内航海運組合

○関係行政機関

国土交通省 関東地方整備局
木更津市 経済部
君津市 経済環境部
富津市 建設経済部
千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課
千葉県 商工労働部 産業振興課

○港湾管理者

千葉県 県土整備部

○事務局

千葉県 県土整備部 港湾課